

寺本康之の民法Ⅱザ・ベストハイパー [債権・家族]

<第1刷>

ページ	内 容
39	本文上から 11 行目「…になります。」のあとに以下を追加。 …代位行使できるということになります。ただし、これは被代位権利の目的が可分であるときの話です。被代位権利が不可分であるときは、被保全債権の限度を超えて行使することができます。
115	図の結論部分 【誤】譲渡禁止特約 → 【正】譲渡制限特約
146	側注上から 6 行目 【誤】第三者が… → 【正】者が…
192	TRY! 肢 4 の解説 3 行目 【誤】債務者 → 【正】債権者
231	「3 贈与者の引渡義務等」本文上から 4 行目 「特定以後の価値の減少について責任を負わなくていいよ、」を削除
236	本文下から 4 行目 【誤】特定以後の価値の減少について責任を負わなくて済みます。 ↓ 【正】それ以上の責任を負わなくて済みます。
240	本文下から 3 行目 【誤】特定以後の価値の減少について責任を負わなくて済みます。 ↓ 【正】それ以上の責任を負わなくて済みます。
253	「⑤敷金」下の本文上から 3 行目 【誤】(622 条 1 項カッコ書) → 【正】(622 条の 2 第 1 項カッコ書)
286	本文上から 1 行目 【誤】この場合 → 【正】なお、成果報酬型は
325	「一般的不法行為の要件」①故意又は過失 の本文上から 4 行目 【誤】「故意又は重過失」 → 【正】「重過失」

332	<p>・「失火責任法の適用関係」本文上から1行目 【誤】「故意又は重過失」 → 【正】「重過失」</p>
332	<p>・☒ 【誤】</p>  <p>A(使用者) ↓ 選任・監督 ← ここに故意又は重過失? ↓ B(被用者) → C(被害者) ↑ 失火 ここに故意又は重過失?</p> <p>【正】</p>  <p>A(使用者) ↓ 選任・監督 ← ここに故意又は重過失? ↓ B(被用者) → C(被害者) ↑ 失火 ここに重過失?</p>
353	<p>(3) 離婚の効果 の本文上から5行目 【誤】婚姻の際に称していた → 【正】離婚の際に称していた</p>